

(別紙)

<長崎県フード・バリューアップ事業計画事前相談シート>

長崎県産業労働部企業振興課

企業名	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	
業種(詳細に) 日本標準産業分類の中分類09食料品製造業及び10飲料・たばこ・飼料製造業(清涼飲料製造業、酒類製造業、茶・コーヒー製造業に限る)に属する中小企業が対象です。	
直近決算期の食品製造業の売上高 食料品製造業に係る売上高(または生産額)が概ね1億円以上から5億円程度であることが必要です。	円
事業計画期間 補助金の交付を受ける場合、令和4年2月21日までに事業を完了(支払いまで終える)することが必要です。	令和3年 月 日 ~ 年 月 日
計画概要	
支援を受ける予定の団体名	

事前(申請書作成に着手されるのと同様)に長崎県産業労働部企業振興課産地振興班へご提出(郵送でも可)ください。